

第 1 2 号議案

東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例

東大和市児童育成手当条例（昭和46年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「父又は母」を「父若しくは母」に改め、同条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があつたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月
- (2) 災害その他やむを得ない事由により、受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。